

1. 目的

沖縄県は、第三次産業従事者の割合が全国と比べ高く、保護者の仕事の休日と学校の休業日が合わない家庭が多いことを踏まえ、児童生徒の平日の休暇取得制度を設けることで、家族で過ごす時間の確保と、様々な経験を通して心身の成長につなげていくことを目的とする。

2. 制度の概要

保護者の責任のもとで、保護者と児童生徒が平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための制度。取得した日は欠席にならず、出席停止・忌引き等として取り扱う。

3. 開始時期

令和8年4月1日より実施

4. 対象

南風原町立小学校及び中学校の児童生徒

5. 休暇の対象となる活動

保護者ととともに過ごす活動であること

6. 取得できる日数

年間3日まで（1日単位の取得で、連続取得、分散取得可能）

7. 取得日の取り扱い

出席停止・忌引き等（欠席にならない）

8. 取得できない日

①学級や学年、学校全体の活動がある日

例)入学式、卒業式、始業式、終業式、その他学校行事のある日

②定期テストや期末テスト、単元テストなど各種テストの実施日

③その他学校が取得できないと定める日

※取得にあたっては事前に学校行事等を確認すること。

9. 届出手続き

休暇取得日の1週間前までに各学校の電子欠席届（スクリレ、Google フォーム）若しくは紙ベースで申請すること。

※電子欠席届で申請する場合は、欠席連絡に期間を入力し、理由で「家族休暇制度」を選択する。また、コメント欄に一緒に過ごす保護者氏名と理由を入力する。

※紙ベースでの申請の場合は必要事項を記入する。（HPよりダウンロード可）

10. 休暇取得日の授業への対応

補習は行わないため、自主学習をさせるなど、自主学習などにより、各家庭で遅れが生じないようにすること。

11. その他

・本休暇制度は保護者の責任のもと取得する休暇であり、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象外となる。

・必要に応じて取得した児童生徒及び保護者へアンケート等を実施する。